個別避難計画について

個別避難計画とは、あらかじめ災害に備えて、いつ、どこに、どのように避難するかを書面に残しておくものです。

●作成が必要な人は・・・

　災害時に自ら避難することが難しい高齢者や障がい者などです(「避難行動要支援者」といいます)。

●作成する人は・・・

　担当のケアマネジャーや相談支援専門員などです。
　令和5年度からは古河市社会福祉協議会の担当職員も行います。

●作成方法は・・・

　ご本人、ご家族や支援者などが話し合った内容を、作成する人が書面でまとめます。具体的にはハザードマップなど見て、浸水区域の確認、避難先・避難経路の確認などを行いながら決めていきます。詳細は別紙3をご覧ください。

●内容は・・・

　ご本人の状態、洪水・地震の時の避難先、避難経路、緊急連絡先などを記入します。

●作るメリットは・・・

　あらかじめ避難先や避難方法を決めておくことで、災害時に慌てず避難行動を行うことができます。避難の際に持っていくことで、避難所の担当者や支援者が情報を把握しやすくなります。(個別の支援をお約束するものではありません)

●作成義務は・・・

　義務はありません。ご希望の方のみ作成をします。